

「文献調査段階の評価の考え方（案）」に対する意見

①文献調査報告書に関するていねいな説明

今後、「評価の考え方」に沿って取りまとめる「文献調査報告書」の内容については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則」第7条乃至第9条に則り、道民・事業者に対し、ていねいな説明をお願いします。

特に、説明会の回数、場所の選定については、同規則第9条第3項の趣旨を踏まえ、道の意見に最大限配慮すること。

②高レベル放射性廃棄物の最終処分事業の全国での理解促進

高レベル放射性廃棄物の最終処分事業については、令和2年、寿都町及び神恵内村で文献調査が開始されたが、この問題は、原発の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であることから、国は、全国のできるだけ多くの地域において、理解と協力が得られるよう、最終処分事業の理解促進に向けた取組を一層加速させること。

こうした趣旨を踏まえ、「文献調査報告書」の内容に関する説明会については、関係都道府県内だけでなく、全国で開催すること。

③最終処分地選定プロセスの見直し

市町村からの発意を主とする現在の最終処分地の選定プロセスは、地盤の安定性や輸送適性などから最適な処分地を選定するという観点で課題があることから、国が全国の適地を調査し候補地を絞り込むとともに、都道府県や周辺自治体はもとより、広く住民に ていねいに説明し理解を得るなど、選定プロセスの見直しを行うこと。